

令和8年 富士見町 規則

第 9 号

富士見町家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町家庭的保育事業等の認可等に関する規則の一部を改正する規則

富士見町家庭的保育事業等の認可等に関する規則（令和3年富士見町規則第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第2条第1項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を、「富士見町家庭的保育事業等」の次に「・乳児等通園支援事業」を加え、同条第2項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第3条第1項中「家庭的保育事業等の認可の基準は、富士見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富士見町条例第15号)に定めるところによるものとする。」を「認可の基準は、法、施行規則その他関係法令に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める条例の規定によるものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭的保育事業等 富士見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富士見町条例第15号)
- (2) 乳児等通園支援事業 富士見町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年富士見町条例第25号)

第3条第2項中「当該家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第4条中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

第5条及び第6条中「富士見町家庭的保育事業等」の次に「・乳児等通園支援事業」を加える。

第7条第1項中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を、「富士見町家庭的保育事業等」の次に「・乳児等通園支援事業」を加え、同条第2項中「富士見町家庭的保育事業等」の次に「・乳児等通園支援事業」を加える。

様式第1号から様式第7号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富士見町長 様

住所

氏名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

富士見町 家庭的保育事業等 認可申請書
乳児等通園支援事業

下記の事業について児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の種類

- 家庭的保育事業
- 小規模保育事業（A型 B型 C型）
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業（保育所型 小規模型）
- 乳児等通園支援事業（一般形 余裕活用型）

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 定員

5 事業開始予定年月日

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

富士見町長

富士見町 家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 認可通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可したので通知します。

1 事業の種類

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の主たる事務所の所在地）

4 定員

5 適用年月日

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

富士見町長

富士見町 家庭的保育事業等 不認可通知書
乳児等通園支援事業

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業について、下記の理由により不認可としたので通知します。

記

1 申請内容

(1) 事業の種類

(2) 事業所の名称

2 不認可とした理由

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定(この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士見町を被告として(訴訟において富士見町を代表する者は、富士見町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

富士見町長 様

住所

氏名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

富士見町 家庭的保育事業等 認可事項変更届
乳児等通園支援事業

児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた下記の認可事項について変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 変更事項
- 5 変更(予定)年月日

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

富士見町長 様

住所

氏名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

富士見町 家庭的保育事業等 休止（廃止）申請書
乳児等通園支援事業

下記のとおり家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業を休止（廃止）したい
ので、児童福祉法第34条の15第7項の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 事業の種類

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 休止期間又は廃止年月日

休止期間 年 月 日から 年 月 日まで

廃止年月日 年 月 日

5 休止又は廃止の理由

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

富士見町長

富士見町 家庭的保育事業等 休止（廃止）承認通知書
乳児等通園支援事業

年 月 日付で申請のあった家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業の休止（廃止）について、承認したので通知します。

1 事業の種類

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

（居宅訪問型保育事業の場合は、主たる事務所の所在地）

4 休止期間又は廃止年月日

休止期間 年 月 日から 年 月 日まで

廃止年月日 年 月 日

様式第7号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

富士見町長

富士見町 家庭的保育事業等
乳児等通園支援事業 休止（廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業の休止（廃止）について、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

不承認とした理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、富士見町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定（この決定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富士見町を被告として（訴訟において富士見町を代表する者は、富士見町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。